

船橋市地域公共交通新型コロナウイルス感染症対策事業支援金・手続きフロー

①交付申請（事業者⇒船橋市）

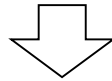
※補助を受ける内容が決まりましたら、速やかに申請して下さい。

（申請期限： 第1期：令和3年4月30日、第2期：令和3年6月30日）

※事業期間は、令和2年4月1日～令和3年3月31日です。

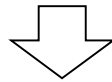
（提出書類）・支援金交付申請書（第1号様式）

- ・事業計画書（第1号様式別紙1）
- ・船橋市内に営業所があることを確認できる書類（タクシー事業者のみ、個人タクシー事業者においては運転免許証の写し）
- ・事業の許可を受けていることが確認できる書類
- ・車検証の写し（タクシー事業者のみ・台数分）
- ・誓約書（第2号様式）
- ・相手方登録申請書（既に振込先が登録済の方は必要ありません。）  
（市のホームページトップ>市政・市の紹介>出納・公金の管理  
>相手方登録>相手方登録について）参照



②交付決定（船橋市⇒事業者）

- ・支援金交付決定通知書（第3号様式）



③実績報告（事業者⇒船橋市）

計画内容の完了につきまして、交付決定後、速やかに報告して下さい。

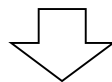
（報告期限： 第1期：令和3年5月31日、第2期：令和3年7月30日）

（提出書類）・事業実績報告書（第6号様式）

- ・事業実績報告書内訳（第6号様式別紙1）
- ・報告写真（第6号様式別紙2）

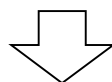
※撮影日が事業期間中以外の場合は記載しないで下さい。

- ・領収証の写し（必要がある場合）
- ・運行実績（日数・回数等）のわかる書類（必要がある場合）



④支援金の確定（船橋市⇒事業者）

- ・支援金確定通知書（第7号様式）



⑥支援金の支払い（船橋市⇒事業者）

※書類が整っている場合、①、③の書類について同時に提出していただいても構いません。